

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。年金は老後の生活保障の柱となっています。

年金の支給は隔月となっていますが、欧米諸国では毎月支給を実施しているところが多く、年金生活者にとってより暮らしやすい形の支給となっております。

また、厚生労働省は、平成27年4月分の年金を0.9%増額改定しました。これは、本来なら物価上昇率に応じて増額すべきところを、より低い賃金上昇率を適用し、さらに年金の特例水準解消のための減額やマクロ経済スライドの適用により、結果として0.9%にとどめたものであり、実質的な年金の削減となっております。

さらに、年金積立金の運用について、株式の運用比率を50%に倍増させた平成26年10月からの運用損益が累計で初めてマイナスに転じたことが今年8月に発表されました。これにより、将来の年金財源が不足するのではないかという不安が国民に広がっています。

実質的な年金の削減や支給開始年齢の引き上げ、年金運用損は高齢者だけの問題ではなく、若者の年金不信を増長し、ひいては年金制度への信頼がさらに低下することが懸念されます。

よって、国及び政府関係機関においては、次の事項を実現するよう求めます。

記

- 1 年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。
- 2 年金を毎年下げ続ける「マクロ経済スライド」を廃止すること。
- 3 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。
- 4 年金支給開始年齢はこれ以上に引き上げないこと。
- 5 年金積立金は、長期的な観点から、安全かつ確実な運用を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成28年9月7日

岩手県北上市議会

(提出先)

内閣総理大臣

内閣官房長官

財務大臣

厚生労働大臣